

半田市市民参画支援センター管理運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市市民参画支援センターの共同管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、半田市市民参画支援センター管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 半田市市民参画支援センターの共同管理に関すること。
- (2) 利用団体同士の連携と情報交換に関すること。
- (3) 小学校等関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他半田市市民参画支援センターの共同管理に関し、必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 各教室利用団体の代表
- (2) 半田小学校教頭
- (3) 半田市教育部学校教育課長
- (4) 半田市企画部市民協働課長

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、年2回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところとする。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、半田市企画部市民協働課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。